

裁判員の心理的負担について 濱田邦夫

裁判員裁判が実際に開始された 2009 年 8 月以来 1 年以上が経過し、最近にわかに注目されるようになったのが、死刑求刑事件や死刑判決事件における「裁判員の心理的負担」である。これらの事件においては、事実認定に争いがなく、量刑だけが問題となるものであっても審理期間は 2 週間程度と、それまでの裁判員裁判での審理日数（簡単なものはおよそ 3 日ないし 4 日）より長い。また本月 17 日に死刑求刑がなされた鹿児島地裁での事実認定が争われた強盗殺人否認事件では、これまでで最長の 40 日の期間、裁判員たちは審理に従事しなければならず、その身体的・経済的負担また心理的負担は非常に大きなものと言わざるを得ない。

そもそも、一般の市民である（法律の専門家でない）裁判員が職業裁判官と一緒に重大な刑事裁判に関与すること自体で「心理的負担」が生じているのである。死刑求刑事件や死刑判決事件においては、判決が被告人の「生命」そのものを左右することとなる重圧から、その「心理的負担」の程度が著しく大きくなることで、ようやくこの問題が社会的に論議されるようになったと言える。これまで思いのほかうまく運用されてきたと一般に考えられている裁判員制度が、今後我が国社会・司法制度にしっかりと根付くためには、本問題に適切に対処することがどうしても必要である。

裁判員の心理的負担は、審理中のものと審理終了後のものとに分けて考えられる。後者は、いわば裁判員経験者の「心のケア」の問題といえる。

これまで多くの場合、裁判員は選任された日の午後からいきなり刑事事件の裁判という非日常に投げ入れられる。十分な心の準備もないまま、法廷の壇上に座らされ、被告人、弁護人、検察官および傍聴人等の面前にさらされることになる。そこで展開される法律的攻防は、それまで裁判員のほとんどあずかり知らない世界である法律とか犯罪という非日常である。さらに法廷で顕出される残酷な証拠写真、証拠物また証言に向き合わなければならない。

検察官の提示するストーリーとこれに対立する弁護側が主張するストーリーの中で展開される被害者、被告人またそれぞれの家族等関係者との醜い、恐ろしいまた悲しい人間模様（人間の業・不条理）を、裁判員はいわば身をもって追体験することになる。しかも、単なる観客としてではなく、裁判体としてのストーリーを確定する責任ある当事者としてである。その過程で、裁判員は自分自身の人生を省み、自分の内面を見つめることを強いられる。また、これまでほとんど考えることもなかった地域社会や国の在り方、法律や裁判の意味自体も考えざるを得ない。国民の 8 割以上が支持しているといわれる、世界的にその存続が少数派となった我が国の死刑制度そのものも、視野に入って来ざるを得ない。

さらに、評議の場では法廷で見聞した証拠に基づき、自分の意見を形成しかつそれを表現し、他の裁判員や裁判官の意見を聴き、そして法律の枠組みの中で裁判体としてのコンセンサスを共同して作り上げなければならない。このような作業は、家庭でも学校でも職場でも、これまであまりしたことがない作業である。この評議の結果は、被告人、被害者その関係者等のそれぞれの人生を左右することになり、裁判員は、その責任の一部を担うことになるのである。

上記の状況は、すべて裁判員の強い心理的負担に結びつくものである。しかも、この作業を通じて、裁判員は名前ではなく番号で呼ばれ、お互いにどこの誰とも知らないまま別れさせられている。多くの場合、裁判員候補者としてのお知らせ（呼出状）さえ持っていけば、本人確認の手続きもなく裁判員に選任されている。社会的存在である名前のある一個人としてではなく、裁判体の部品（員数合わせ）として扱われているのではないか（私でなくともよかったのではないか）、との感を一部の裁判員経験者に与えていることも心理的緊張を増強する理由となる。

プロの裁判官の場合、職業的訓練を経ていて、いわばガード（防衛機構）があり、またキャリアを通じて何十、何百の刑事事件に接しており、さらに生じた心理的負担をアース（地上放出）して自分の心身に留めないという技を持っている。そうでなければとても身が持たないということもある。一方、裁判員にとっては、いわば一生に一度の経験で、事案をまともに全身で受け止めてしまう。そしてこの心理的緊張・負担を開放する手立てを知らない。

裁判所が用意している裁判員の心理的負担への対応策は、その裁判員メンタルヘルス相談窓口 <http://www.health-letter.jp/bb/saibanin/> を通じて提供される、1) 24 時間電話相談、2) 5 回まで無料の臨床心理士、カウンセラーによるカウンセリング、および3) 精神科医の紹介である。これまで誕生した約 4000 人の裁判員経験者がこのサービスを利用した件数は 61 件（本年 10 月末現在。内訳は不詳）とのことである。これを利用しなかったその他の裁判員経験者には、まったく心理的問題が生じていないかということ、そうではない。（いわゆる PTSD と言われる 心的外傷後ストレス障害やうつ症状が発症している経験者も存在する。）

筆者の所属する朝日カウンセリング研究会（ACO <http://www.aco-web.org/>; 臨床心理士やカウンセラーの団体）は、裁判員制度実施の直前である 2009 年 5 月に、最高裁判所に対し上記 3 種類の「裁判員の心のケア」対策を補完するものとして、裁判員経験者によるグループワーク（少人数のグループの経験者による、自分たちの経験や思いの分かち合い・話し合いを、臨床心理専門家と弁護士がサポートする（見守る）仕組み）を国が提供すべきことを提言したが、採用されなかった。

裁判員裁判で否認事件や死刑求刑事件の審理が始まると予測された本年 8 月に、裁判員経験者 3 名、ACO 他の市民団体、後援弁護士（筆者を含む）が呼びかけ人となり、協力研究者のサポートも得て、裁判員経験者ネットワーク <http://saibanin-keiken.net/> が発足した。このネットワークは、1) 裁判員経験者たちの貴重な経験を社会に還元すること、および2) 経験者の交流の場を設定して、その心のケアに資すること、を目的とし、9 月 20 日に第 1 回裁判員経験者交流会（経験者 7 名のほか、弁護士、協力研究者、臨床心理士、市民団体代表者等およそ 40 名が参加）を開いた。

この交流会で、経験者全員だけで別室で開いた話し合い（臨床心理士 2 名と弁護士 2 名がサポートするグループワーク）でさらに明らかになったことは、「守秘義務」には全く抵触しない、単なる「お互いに大変だったねー」といった類の話し合いが、いかに経験者たちの鬱積した心理的負担を軽減させるかという事実である。前記の、裁判所が提供するメンタルヘルス窓口を利用するま

でもないと感じている経験者たちにとって、この話し合いの機会・場は大きな救いとなるのである。臨床心理的に言えば、このプロセスは裁判員が非日常から日常に帰還・着地する（ランディング）ため、有効で必要な作業である。

また、この「守秘義務」なるものがいかに経験者たちに審理終結後の新たな心理的負担を生じさせているかということも明らかになった。そもそも、この罰則付きの「守秘義務」なるものは範囲が明確ではなく、不当に経験者たちを心理的に圧迫しており、審理中もその終結後もお互いに連絡を取り合うこともできない様な状況を作り出している。家族にも話せないし、友人とも、また職場でも自分の経験を話せない、といった心理的束縛を与えている。審理という濃密な時間を共有したいいわば戦友ないしチームメイトとしての同僚裁判員経験者たちと事後に連絡を取ろうとしても、裁判所はその連絡の斡旋さえも拒否している。裁判進行中は、裁判所は裁判員を「宝物のように」丁寧に扱っているが、審理が終わると「はい、さようなら」という感じで、ちっとも面倒を見てくれない、という感想を漏らす経験者が多い。

検察審査員の場合、6カ月の期間仕事を共にし、任期中もお互いに名前のある社会人同士として自由に話し合えるし（裁判員と同様の「守秘義務」はあるが）、任期終了後も自由に集まることもできる。60年の歴史ある審査員のOB会である全国的な検察審査協会（事務局は当該地方裁判所内にあり、地裁職員が担当している。）の会員は2万名を越すし、同期の審査員たちとの会合を2カ月ごとにやっている仲良しグループもある。また、裁判官は罰則なしの「守秘義務」を負っているが、職場の同僚としてお互いに事件のことを事後に話し合うことも事実上自由である。裁判員経験者たちだけが不当に「口封じ」され、その結果、イソップ寓話の「王さまの耳はロバの耳」と叫びたい床屋と同じ境遇に押し込められている。裁判員がシリアルナンバー入りのバッジ（かつてお国のために戦った我が国の兵士たちに与えられた勲章のつもりなのだろうか）を裁判所から貰ったぐらいで埋め合わせられない。これは、審理終結後に発生する新たな「苦役」の賦課ともいえる、不当（アンフェア）な状況である。

裁判員経験者ネットワークは、このような状況を改善し、経験者たちに自由な交流の場を提供することをその重要な目的の一つとして設立された。しかし、登録経験者数は現在約20名にすぎない。全国紙やテレビ等のメディアで何度も紹介されているにもかかわらず、登録者はなかなか増えていない。裁判所発表のアンケート等で、経験者の9割以上が裁判員としての経験は意義があり、参加して良かったと述べている。しかし、時が経つにつれてポディープローのように効いてくる心理的負担があまりにも大きく、もう裁判員裁判とはかわりたくない、という経験者の心理状態のためもある、と筆者には思われる。

裁判員の審理中の「心のケア」は、審理期間が長引けば長引くほど重要になって来るし、また裁判員経験者の「心のケア」には、長いスパンで対処する必要がある。本人が意識するとしないとにかかわらず、心身に重い影響を残す非日常を国民の義務として体験した裁判員が、できるだけ元気に日常に復帰できるよう、裁判所のきめ細かい、また柔軟な配慮が望まれる。

（森・濱田松本法律事務所デジタル所内報の「今日の弁護士」に掲載 2010年11月19日）